

第五回国会 衆議院 水産委員会 議録 第二十八号

昭和二十四年九月十三日(火曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事小高 薫郎君 理事鈴木 善幸君

理事玉置 信一君 理事松田 鐵藏君

理事林 好次君 理事砂間 一良君

理事小松 勇次君

川村善八郎君 田口長治郎君

富永格五郎君 夏堀源三郎君

長谷川四郎君 奥村又十郎君

委員外の出席者

水産廳長官 飯山 太平君

農林事務官 久宗 高君

農林事務官 松元 威雄君

農林技官 小林 世紀君

専門員 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

本日の會議に付した事件

漁業法案

漁業法施行法案

○石原委員長 これより會議を開きます。

漁業法案並びに漁業法施行法案を一括議題といたし質議を續行いたします。

本案に入るに先立ちまして砂間君に發言を許します。

○砂間委員 施行法案の質疑をやるに先立ちまして、きのうの農林省告示第九九号の点につきまして、きょう御回答をしていただくことになっております。ちやうど係の方も見えなくなつておるようでありますから、そのお説

明をお伺いしたいと思ひます。

○石原委員長 九九号の前日の砂間君の質問に対する答弁を当局より願ひます。

○小林説明員 農林省告示第九九号は昭和二十四年五月四日付をもつて農林大臣名によつて發表されたのであります。これは以東底びき漁業の海区を六つの区域にわけておるのでございまして、高知縣、愛媛縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣の沖合海面を四区と申ししておるのであります。この海区に對しまして、二十二年四月二十三日の臨時措置令の廃止に伴ひ、あらためて機船底びき網漁業取締規則第九條の規定に基いて、以西底びき網漁業を禁止する区域及び期間を指定したのでございまして、すなわち告示第三百七十七号を廢止し、その際臨時中の臨時措置令による以東底びき漁業の漁区の極限を地方廳に移譲したのでございまして、その當時は六区にわけておりました。各ブロックごとに禁止期間、禁止区域、操業隻数の問題につきまして協議して、それを設定することになっておりましたので、各ブロックにおいては、戰時中まづ／＼な禁止期間、禁止区域の設定をしておつたのでございまして、臨時措置令の廢止によりまして農林省の取扱にしました際に、全國的に禁止期間の統一設定を各府縣の主務官庁及び業者の意見を徴して決定したのでこの二十二年の五月二十六日の告示第七十七号なのでございまして、第四区の禁

止期間の設定は五月より九月に至る五箇月間、他の海区におきましてはおおむね七月、八月、それから日本海の第六区、すなわち石川縣より山口縣に至る海区は、六月より八月の三箇月間と設定したのでございまして。しかるにその後この第四区の五箇月間の禁止期間を、底びき業者の年間の経営面において、また業者の雇傭関係その他食糧事情等から見て長過ぎるというので、短縮の要望がこの設定直後から起きたのでございまして。しかしこの五月より九月までの設定につきましては、六、七、八の三箇月にしてくれという要望が、第四区底びき漁業の主体となつております愛媛縣、大分縣から強くあつたのでございまして。その後二縣におきましては、関係縣の同意を得るために、底びき業者その他縣当局い／＼折衝の結果、昨年の解禁前四月にこの陳情運動が具体的に現れたのでございまして。從來五月を守つていた原因をきわめると、五月は内海漁業と沿岸漁業の特にしほり網漁業、たい漁業の關係があるといふこと、また宮崎縣、鹿児島縣、高知縣におきましては、機船底びき網漁業のような沿岸漁業との調整や、從來消極的な水産行政を堅持していた關係上、解禁は望むところではないといふ意見があつたのでございまして。しかし昨年五月の解禁につきましては、時期も経過いたしておりますので、まず本年度は見合せようといふこととで、それに参加するのは大分、愛媛方面においてあるだけで、高知、宮崎、

鹿児島のごときは積極的な賛意を表する情勢ではありませんでした。昨年の解禁は見合せたのでございまして。九月の解禁につきましては、他の漁業との關係もさほどなく、禁止区域の侵犯といふことがそこに伴わなければ沿岸漁業者の反対もないという意見もありましたので、禁止区域侵犯を嚴守する限りこの漁業の正当に與えられた操業区域の經營をやらしてもいいではないかといふふうなことになるように、各業者は禁止区域を侵さないようにするといふ誓約もしたのでございまして。九月の解禁につきましては、一般沿岸漁業者の意見も徴するといふような建前で、各縣の意見をもとめたのでございまして。高知縣は、九月は自分たちは操業しないから、自分たちの沖合海面は除いて臨時特例の去年一箇年の解禁を認めようといふことになりました。高知縣を除く他縣の同意によりまして、昨年は九月の解禁を臨時特例として解禁いたしましたのでございまして。本年も昨年と同様五月の解禁が、やはり三月末から四月にかけてまして、今までの沿岸漁業者、いわゆる内海の業者との關係、またたい漁業といふものの科学的生態のい／＼な調査も各試験機關、文獻その他によつてすでにたいは内海に入り込んでおるといふふうなことで、そこにたい漁業に対する利害關係はさしてないといふふうな見通しのもとに、なおかつ昨年同様各府縣の意見を求めたのでございまして、それにより

まして、本年は五月四日付で、農林省告示第九九号をもつて五月解禁をいたしたのでございまして。それはやはり豊後水道の一部を除きまして、禁止区域を沖合に拡張いたしまして、そうして主として宮崎縣の沖合、豊後水道の沖合といふことで、操業の規律を守らせる。また違反操業については、各底びき業者の禁止区域の侵犯は絶対に許さない。なおかつ業者中に、その違反操業を行う疑いのある者については、底びき組合からこれを阻止いたしまして、休業を求め、そして規律ある操業をいたさせたのであります。その九九号の、解禁の結果は、底びき業者の自衛によりまして違反船もなく、漁獲成果におきまして、十八万角ほどを愛媛、大分、宮崎、鹿児島、各底びき船が上げておるのでございまして。これに伴ひまして、この第四区の底びき業の沿岸漁業その他に対する行爲につきましても、正規許可船の違反操業より、いわゆる内海の小型無許可底びき船の数ははるかに多うございまして、なおかつ五月のたい漁業に關係いたしますもの／＼の妨害は、ダイナマイト使用の件といふようなもので、内海漁業はいろ／＼ヒコウ・マンガンとか、底引類の小型船の操業が相當の数に達しているといふことは事実なのでございまして。その面と正規許可の行動との間におきましては、いわゆる批判といふものが、底びき業の正規許可の面において、相

当非難が下されていることも事実聞き及んでいる次第でございます。それにつきまして、五月四日の九九号に、五月の解禁と昨年九月の解禁とを合わせまして、本年度一箇年の臨時特例をもつて解禁した内容が九九号の告示の内容でございます。

○砂間委員 そうすると、九九号の解禁の期間は去年の九月と今年の五月の一箇年だけあります。

○小林説明員 昨年の九月の解禁と、それから今年の五月、九月を合わせた九九号の解禁であります。

○砂間委員 来年はないのですか。

○小林説明員 来年はまだ——一箇年の臨時特例でやつております。

○砂間委員 それで、その解禁をするにつきまして、沿岸の一般漁民の意向も徴した上で、各縣の意見を聞いた上というように申されましたが、その各縣の意見を聞いたという中には、單に底びき業者の意見だけでなく、沿岸漁民の一般の意見もお聞きになった上でそういうふうに御決定になったのですか。

○小林説明員 さようでございます。

○砂間委員 そうすると、九九号の特例は、もつぱら二十二年五月二十六日に告示になりました、七七号についての特例でありますか、あるいは七六号も含まれているのでありますか。

○小林説明員 七七号の特例でございます。

○砂間委員 七七号だけです。

○小林説明員 そうです。

○砂間委員 ところが実地におきましては、底びき業者の人が、これは七七号ばかりでなく、七六号もやはり解禁されているのだということを主張して

おりまして、非常に廣範圍にわたつてその権利を行使しているようであります。そのために沿岸漁民は非常な困難に陥つてゐる。今の御説明によりますと、この規則の侵犯をやつてゐるのは、正規の許可を受けてゐる大型の底びき業者より、むしろ内海の小型無許可の底びき類の連中がやつてゐるというように申されたのであります。そういう点もあるかもしれません、とにかく大型の業者の人でも七六号も解禁されているのだということを主張いたしまして、非常に荒しているようでありまして、その辺につきまして、どうお考えでしょうか。

○小林説明員 七六号は、これは禁止区域の告示でございます。七七号は禁止期間でございます。今の七六号を適用している云々ということば、ちよつと私了解に苦しむのでございます。

○砂間委員 それが七六号も解禁されているのだという主張をいたしまして、本来ならば入つて行くことのできない禁止区域までどん／＼踏み込みましてやつてゐるという……

○小林説明員 それは完全な違反でございます。七六号は厳として設定されております。今後におきます禁止区域の改廃につきまして、地方的にいろいろございすけれども、現在七六号は七六号といたしまして厳守しております。

○砂間委員 それでは簡単に希望を申しておきます。この七六号は解禁されておらないのだ、七六号の禁止区域は依然として有効に設定されているのだということ、農林省の方から現地の方に厳達をしていただきまして、それを業者及び一般の漁民に徹底するよう

な御措置をお願いしたいと思ひます。それから第二点としましては、來年度もしこういふ特例を設ける場合におきましては、どうか沿岸漁民の意見もよくひとつお求めになつた上でおとりはからひ願ひたい。それから第三点といたしまして、内海の方からもぐりの連中がやつてゐることに對しまして、これをひとつ徹底的に取締つていただきたい。そういう点と、あの地方の沿岸零細漁民が、実に慘憺たる状態になつてゐるようであります。私の所にもいろ／＼な陳情や何かたくさん來ておりますが、こういうふうなわけでありまして、以上の三点をぜひひとつお願いいたしておきます。以上で終ります。

○石原委員長 これより漁業法施行法案に關する質疑に入ります。川村君。

○川村委員 昨日漁業法の施行法案につきまして、第十條の補償金の交付にからんでお尋ねしたのであります。すなわち昭和二十二年の七月一日から昭和二十三年の六月三十日までを、最も適當なる基準年度として定めて、補償金を交付するということになつており、その基準年度を基礎に、いわゆる補償料を交付すると同時にそれをまたさらに基礎として免許料、許可料をとるといふ建前に進んでおるようであるが、いわゆる適當なる基準年度を定めなければならぬという理由をいたしまして、久宗課長から同法案を提案することになつてゐる以上は、基準年度を定めなければ、その額がきまらないので、同法案に基準年度を定めたのであるというふうな意味の御答弁と、さらにそれによつて、漁業者の今後起るべきところの免許料、許可料のことについて不安、その他矛盾がでないかという質問をしましたが、久宗課長は、先ほど申し上げたような意味のことと、さらに減免の制度をとつておるがゆえに、漁業者は決して支拂ひがでなくては困るようなことはあり得ないというふうな意味のことを申されたのであります。私が、私はそこでさらにお尋ねしますが、今日ですら、昭和二十二年の七月一日とはまつた漁業状態がかわつております。今問題となつております漁業資材の補給金がなくなつたとすれば、これまた著しく漁業の經濟に變化が来ることは予想しなければなりません。また同法案が、かりに臨時國會を通ることを予想して、実施までにはあと二年でありますから、基準年度から足から六年にならなければ完了したさなないのであります。一年々々漁業の實體というものがかわつておるときに、六年後のことを考えますときは、大きな變革のあることを予想しなければなりません。従つて立案者のお考えとして、現在の基準年度を定めた以上は、六年後にい／＼な臨路、あるいは矛盾ができた場合に、この法案によつてどこまでも実施して行かなければならぬというお考えであるか、さらに現在かわつておるんだ、だからあるいは第五次案とでも言ひましようか。これを修正して提案しなければならぬというふうな事態も現在補給金からんで起きることと思ひますが、そうしたようなお考えをお持ちでないか、これを要約いたしますと、もうすでにこの法案を審議しているうちに、漁業の實體というものは、非常にかわつて來たのだ、だからこの

全面的のことは第二といたしまして、補償料の交付のことについては、もうかえなければならぬという段階に來たんだが、これをどこまでも補償料をこの法案に織込んだ通りで押通す氣持か、あるいはさらに六年後までの実施期間中に、大きな漁業變革が來た場合において、改正をしなければならぬということもお考えになつておるか、ということを重ねて御答弁を願ひたいのであります。

○久宗説明員 基準年度が固定することと関連いたしまして、この漁場の切りかえというものが二年後の問題になる。その間に經濟上に非常な變革があつた場合どうするか、また現に起つてゐるではないか。こういうお尋ねなのであります。この問題につきましては、補償の關係から遠洋漁業權におきましては三十年、その他の漁業權におきましては十五年というものを基準にとつておるもので、この償還も非常に長期にわたるわけでございますが、ことに漁業者の負担というものを考えますと、大事の上にも大事をこつてこの關係をきめなければならぬ。こういうことがあるわけでありまして、また一方補償を受ける面から申しますと、それがあまりに大事をこつて長期にわたつた場合には、その補償自体にまた漁民の側から問題がある。こういうジレンマがあるわけでございます。

そこで特に現在のように、經濟状態が非常に變動がはげしいという時期においてこれを長期に見渡すことは非常にむづかしいわけでございますので、免許料の規定におきましては、長期の見通しに立つて、非常に經濟状態がかわつて、漁業者の負担能力から見ても、そ

ういうような免許料の支拂いが非常に困難な場合という規定を置いて、またここにその年々における減免の規定を設けたわけであります。ただ今お尋ねのお話は、むしろどういふ見通しをもつておるかという御質問であらうと思います。またことに補給金の問題などに関連いたしまして、漁業経営が非常に困難になる危険性が多分にある場合、また同時に現在その事態が来てもおるじやないか。こういうお話であらうと思います。そこで私の方といたしまして、基礎計算にとりまして二十二年七月一日から二十三年六月三十日までまでの物價の関係を申しますと、現在の物價の状態と、すでに当時におけるインフレーションの關係がありまして、相当大きな開きがあるわけでございます。従つてそれとの關係を考へて見ますと、この間御説明いたしましたような、平均といたしまして三・七％程度の負担になるだらう。こういうことを申し上げたわけでありまして、またこれが拂ひ得る基礎といたしましては、漁業権について申しますと、從來でも賃料を拂つて、一應そこに平均的な利潤を設けられるということが経済の原則でありまして、それに従つて現実の賃料が支拂われておる。こういう關係からいたしまして、新たな免許料負担というものが、從來の漁業権漁業を営んでおられた方々の負担というものより、實質的にもつと非常にふえるといふことには考へておらないわけでありまして、現在、むしろ負担關係から言つたら率としては減る可能性があらう。ただ問題は、先ほども御指摘のありましたような、漁業経営が生産費の方が何らかの事情で非常に逆さにな

つて来るといつた場合に、初めて問題になつて来るであらう。そこでここへはこの法案の中で、この経費の増額を抑えるような措置はとり得ないのでありまして、これは水産行政一般の施策として、経営の安定に関する施策をして行くよりほかはない。ただこの法案でできますことは、それによつて漁業者の負担能力が免許料支拂いを不可能にした場合の長期の見通しと、またその年々における減免の規定を今回のこの規定の中に置く。あとは水産行政一般の問題といたしまして、今後この漁業経営の安定という問題に全面的につつ込んで行く必要がある、こういうふうに考へておるわけでありまして、また現在の数字で申しますと、私もといたしましては、もちろん今年の後半期に於いては、いわゆるデフレ的な傾向といふものが非常に現れております。これは日本の経済が非常に再生産の規模を破壊されたといふことなのでありますが、長期に觀察いたしました場合、もし経済を継続して行く以上、追加的な投資が当然行われなければならぬといふ点からすれば、價格は絶対額に立つておるもので、この補償額が絶対額として固定いたします關係で、行政費が物價によつて変動いたします關係で、そこに多少の不安があるわけでありまして、これが長期の觀察といたしまして、現実的な負担になるといふふうには考へておらないわけなのであります。また償還の期限の問題につきましても、いろいろ計算いたしております。法文の上では三十年という規定にいたしておりますが、現実にお話いたしました

したのは、二十五年償還の場合の数字をお話したわけでありまして、またこれはいよいよ今年の實施いたしますまでの間に、經濟關係の見通しがもう少し少しはつきりいたすのであらう、その場合に私の方といたしましては、二十年に詰める計算、あるいは十五年に詰める計算をいたしております。そこで詰めても一應負担關係はそう大きくはかわらない。その場合にはむしろ補償を受ける方々の利益も考へまして、十五年程度まで詰めることを考へなければいけないのではないかと、こういうふうには思つておるわけでございますが、これは今の特殊な事情におきまして、もう少し經濟關係の見通しを立てたところでも明確にきめて行くべきではないかといふことで、現在のところでは一應二十五年度の計画で、行政費も今年の予算單價といふことを基礎にいたしまして、各般の数字を御説明いたしましたわけでございます。

○川村委員 今久宗課長は二十二年の物價と今日の物價とは著しく変化があるつて、二十二年の物價は安定しておるといふことの意味に聞こえますが、もちろんその通りであります。従つてわれわれの漁業経営といふものも安定を期し得なくなつた。すなわち資材にしろあるいは賃金にしろ、税金にしろ、あらゆるものがその二十二年の物價と比較して著しく大きくなつたために、大幅に上つたために、経営の困難といふことは二十二年より大幅に上つておるのであります。であるから漁業経営といふものは、漁業権を買つて云々といふのでなくて、いわゆる經營をして利潤から賃料を拂つて行くといふのであれば、あなたの言う通り何

ら不安がないのでありますけれども、今日漁業経営が非常に困難になつた場合に、二十二年の安定したところのいわゆる漁場の賃料とか、あるいは価格といふようなものを基準にして補償を拂ひ、すなわち今度は漁業経営者からは免許料、許可料をとるということに不安がないか、こういう意味に私は聞いておるのであります。もつとこまかく申しますと、今ですら經營が困難だと言つておるのに、補給金がない漁業のごとき、この法案の一番重要な定置漁業のごときが一体成り立つかどうか、成り立たないといふことははっきりしておる。その場合に、二十二年の度が一番安定しておるから、そのときはいわゆる賃料その他の價格に準じてそれを支拂ふことは最も妥当だといふことは、經營の面から考へて、あなたの考へと私の考へと違ふ。ものを賣買するものであればいい。あなたの漁場を轉々と賣買する、ものの賣買と同様に取扱うのであれば、結局二十二年の價格は最も適当だからいい。けれどもその漁業権を求めて免許料許可料を拂つて行つて、そうして漁業經營を続けなければならぬといふところの現在の漁業經營の状態からいつて、非常な不安があるといふことなんです。ですから私があなたと意見が違ふことは、漁業經營の基礎の上において、いわゆる賃料とその他のものはどのくらい與へたならばこのバランスがとれるかといふことを、再検討する必要があるのじやなかろうかといふことを率直にあなたに訴えておるのであつて、それをもし大きな変化變動があつた場合に、

かえる意思があるかどうかといふことを私は率直に伺いたたいのであります。○久宗説明員 最初に基準年度について私の説明が不十分なために誤解があると思ひますので、これだけ先にお答えいたしたいと思ひます。基準年度をとりましたのは、ここが安定しておるから、將來にわたつての負担能力の基準としてここがよいという意味で、基準にとつたのではないのであります。漁業権の補償の問題に對しましては、財産既の場合に三年平均といふものをつておりますので、この場合にもこの三年平均といふものをとるのがほんとうだと思ふのであります。ただ三年平均といふような数字が現実的には非常につかまえない。そのちようど中間にありまふものとして、ここに掲げましたような基準年度があり、またそれについて特に統計法に基きまして調べた基礎がありますので、これを便宜上とつたわけでございます。決してこれが安定しておるからとつた、こういう意味ではないのであります。それから次に經營そのものが逆さやになつて來ておる。そういう意味でこのとり方をかえる必要はないか、こういう意味の御質問だらうと思ふのであります。これはたしかに漁業經營といふものを考へました場合に、その負担能力に應じておるといふことになれば、漁獲高に對して幾らといふことではなしに、そのときの利益といふものに對してとつて行くことがほんとうだらうと思ふのであります。しかしながら私も当初におきましては、補償の金額とは無關係に、あるいは入札制でこれを出していただければ、經濟の見通しに基いて出していただける、それが

結果において補償の方にまわるといつたようなやり方もとりたい、こう考えたのであります。またそれが定置漁業のような場合には、漁場と漁場との相違を一番明確に現わすのではないかと、こういうふうに思つたのであります。

が、これはそういうとり方はできないという形になつて、ただ補償金額と行政費をまかなうだけのものを年々つて行けというわくの中に問題となりまして、その結果ある絶対額を割り振るかつこうになつたわけでござい

す。問題は、その割り振られた絶対額が漁業経営に対して非常にきつものになるかどうか、こういう問題でござ

います。その見通しは現在の公定価格で考えまして、今の物價水準で考

えて、行政費その他を全部つ込んで考えました場合に、平均三・七％くら

いになるだろう、こういう話であります。これが魚價の絶対額が多少変動し

て行つた場合に、この率はもちろんかわるのであります、またこの率はそ

の年その年の漁獲があつた場合にその三・七％をいきなりとするというのでは

なくして、ある何回というものがそこに行くわけでござい。問題は、そ

の場合に、漁業経営が逆さになつておるかどうかという問題であつて、逆

さやになつた場合には、もちろんその経営が非常に困難になるわけでござ

います。その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

法案が、その点につきましては、この法案が、その点につきましては、この

るかといつた問題を通じまして、御説のよう一般の漁民、ことに零細漁民の利益をできるだけ擁護して行きたいといふことを具体的に考えたいと思つておるわけでありまして。ただ補償そのものにつきましては、だれに補償するといふことにつきましては差等をつけることは考へておりません。

第三に、補償委員会の構成でございまして、これを選挙にしたらどうかといふ御意見でございまして。これはわれわれもいろいろ考へて見たのでございまして、実際問題といたしましては相当技術的にむづかしい問題でございまして、しかしながら同時に、漁民のそれぞれの利益に非常に関係がございまして、委員会の構成といたしましては、こういう補償という非常にむづかしい問題の処理という意味で、選挙制をとらなかつたわけでございますが、実際問題としてこの補償の計算その他におきまして、たび／＼御説明申し上げますように、海区単位、あるいは業種別に点数制を設けたといつたような場合に、一般漁民の御意見というものをそういう形で反映して行きたい。こう考へておるわけでありまして。またこの委員会の全体の運用につきましては、漁民がそれ／＼非常に関心をもちて見ておられるわけでありまして、著しい障害は起り得ないと思へるわけでありまして。また特に補償の額の決定その他につきましては、農林大臣の方からも、最後に委員会が都道府県知事に承認を求めます場合、補償しないようにという措置もとれるようにいたしておるわけでありまして。

○小松委員 私は第四條に關連してお尋ねいたしたいと思います。この第四

條は漁業権の貸付契約の解除等の制限であります。この第四條を實際に適用するにあたりまして、いろいろの問題の起ることが予想されるのであります。そこで一應お尋ねいたしたいことは、この漁業権を貸し付けてある場合に、いろいろ／＼漁場によつて、その年限が五年とか、あるいは十年といふようになく、あるいは異なるのであります。また貸付料によらずして、漁獲、水揚げ歩合制度による契約に締結されておるところもありまして、しかしながらこの貸付の年限がこの新法が施行された後に満了するものであるならば、これはあえて問題にならないと思ふのであります。その間に漁場によりましては、實際問題といたしまして、よしんば新法後に契約期間が満了するものでありまして、定置漁業等はいろ／＼／＼立て等の準備から、一年ないし二年前に新しい経営者との契約を結んでおる実例があるのであります。そうするとこの新法施行前、またさきに公布されました漁業権臨時措置法が施行されたその以前において、新しい者とこの契約をしてあるという場合に、現に存する契約とはいはずれを指したらよいのか。この点ちよつと疑念を持ちますので、この際聞いておきたい。

それからいまいつは、第五條と第二十條に關連してあります。河川の漁業協同組合のことです。河川の漁業協同組合が組織されることになつておりますが、協同組合の構成員が實際に漁業に携わつておるもの、個人であれども、もちろん問題はないのであります。が、河川におきましては、多くその養殖の仕事をしておる團體が多いように思ふのであります。しかもその團體は町村であるとか、あるいは部落であるとかいふ團體が主になつていて、いかに思われるのであります。さうな場合に、養殖の事業に今まで關係しておつたような團體は、やはり根本的に河川の漁業協同組合の組合員たる資格はないのであります。か、それともあるのか、さういふ点も伺いたい。

いま一つは、十六條にこの償還は三十年以内に償還すべき証券で交付するといふことになつていますが、三十年以内とありますから、もちろん三十年以内だと思ひますけれども、この補償に充当すべきその補償料、あるいはその他の費用を、免許料、許可料によつて徴収する額は二十五箇年の予想をされておるようでありますが、二十五箇年以内にそれらに充当すべき費用が徴収されるならば、それと同じような年限の大差ない期間に、この償還を完了すべきではないかと思ふのであります。これらの点についてお尋ねいたします。

○久松説明員 お答えいたします。補償の方の基礎計算といたしましては、漁業権はすべて何年とその中に規定しておらないのでありまして、基礎といたしまして専用漁業権の場合は三十年、その他の漁業権においては十五年といふものを見ておるわけでございます。それを償還いたします場合に、こゝで年限が食い違つておりますのは、漁業者の負担能力というものを考えなければなりませんので、いろいろ計算をして見たわけでございますが、これには行政費の問題も入つて参りますので、非常に不確定な要素が入つて参ります。それも考慮に入れて、一番大事に計算をいたしまして、法文におきましては一應三十年以内といたしましたが、現実的には、現在お話できるのは、二十五年以内の償還ならば可能であらうと考へたわけでございます。それにちよつと申す、先ほどもちよつと申し上げましたように、なおもう少し事情が確実すればもつと詰められるのではないかとさういふふうにお考へております。ただこれは同時に新しい漁民の負担とも關連いたしますので、慎重にきめなければならぬと考へておるわけでございます。

○小松委員 第四條に關連しての問題であります。今私の質問に対して、さういふものは二つの権利がここに現にあるものとみなすといふ場合に、ここに列挙してあるような條件によつて一方を解除するといふようなお話であるが、両方ともこういう條件を具備していない、解除すべき條件を具備しておらなかつたといふ場合には、いづれをおとりになるのですか、その点をお伺ひいたしたい。

それから河川の協同組合についてなお伺ひいたしたいことは、河川の協同組合は河川一本の協同組合になさるのか、あるいは地区的にわけて組合をつくつてもよろしいか、その点を重ねて伺ひたい。

○久松説明員 最初の御質問でございますが、この場合の比重といたしましては、ここに列挙いたしました、その他正当の理由となつております。従つていづれの場合も解除できないことはいないので、いづれももつともであるといふ場合ももちろんございまして。しかしどちらかに優劣があるわけございまして。それによつて判断ができると考へております。

○久松説明員 河川の協同組合についての御質問でございますが、これは別に河川一本でなければいかぬとか、地域であつてはいかぬといふ問題はございせん。しかしながら増殖の關係から申しますと、大体水系に沿つて、増

殖事業との関連を特に頭に置いてつづいていただくのが、最も適當ではないかと考えておるわけでございます。ただ現在では何か専用漁業権がなくならないこと、増殖と非常に離れて河川では協同組合の問題を考えておられる場合が多いと思うのでありますが、實際問題としては、やはり増殖事業をほんとうに担当していただくのは協同組合だということに考えますので、むしろあまりこまかく細分化されずに、相当これは大きくまとめたものであつた方がよいのではないかと考えております。

○農林委員 施行法の第五條の規定は経過規定ですか。

○松元説明員 御説の通り経過規定でございます。と申しますのは、ここに書いてございませう漁業権といふものは、第一條で、この法律施行の際現に存する漁業権、つまり旧漁業権を指しておるものであります。従つて旧漁業権に関する規定でありますから、経過規定であります。

○農林委員 了解しました。

第六條の規定であります。第六條においては、旧法の規定に基いた許可、これは新法においてもその規定に基いて許可したものとみなすということになるものであります。別に命令で特別の定をすることができるといふ、この命令で特別の定、これはどういふ御用意を持っておられますか。

○松元説明員 確かにこれは非常におかりにくい規定でございますが、この趣旨はこうなのでございます。つまり前の許可が一應自動的に続くわけでありませんが、その場合、この前申し上げたように、ある程度の許可の再整理と

いうことも考えたわけでありまして。その場合に、再整理いたしますために、許可の終期がそろつておりますれば、あえて別に法令を出さなくても調整できる。それから一挙にではなくても、グループをつくりまして、この許可はあと一年、これはあと二年というふうに、グループごとに整理し得る。そういうふうにして、もし再整理を必要とすれば、やはり再整理できるといふことを考えて、許可の終期をある程度そろえ得るよう期間を短縮しようという考えからおいた規定でございます。

○農林委員 それからまた別に具体的に処分の有効期間についての計画を持つておられるかどうか、それから特に許可の期限については、各府縣において非常に実情が違つております。従つてこの点明らかにしておいていただくか、審議ができないと思ひます。

○松元説明員 ここでは具体的にどの漁区に手をつけて、どこを何年にしようというところまで全然考えておりません。ただやろうとすれば一應できるように根拠規定だけ置いておいたわけでございます。

○玉置(信)委員 第一條の但書に「新法第六十七條の規定及び同條に係る罰則の適用を妨げない」ということについて、第六十七條を、具体的にどういふ場合にこれをはつきり適用することになるものであるか、それをちよつとお伺いしたいと思います。

○松元説明員 この趣旨は漁業権の行使方法は、新漁業法になりますと、調整委員会が指示をいたしまして、行使方法を他の漁業との調整をとるようにある程度動かせるわけでありまして、し

かるにこの二年間は、今の旧漁業権につきましては、新法は適用にならない。そうしますと、委員会の指示による調整ができないわけでありまして。それをある程度できるようにしたいといふので、旧漁業権についても委員会が指示して漁業権の行使方法を是正できるようにしたい、こういう意味でございます。

○玉置(信)委員 そうしますと、この存続期間中は従来通りの漁業経営、自己の意見通りやるということとはできない。一つの制圧を加えられるということになるわけですか。

○松元説明員 これは経営に対する制約というふうにとりまして非常に大きくございませうが、具体的にそこまで考へておるのではなく、行使方法につきまして、たとえば定置と小づりとの操業の調停、そういうことを考へておるわけでありまして。

○玉置(信)委員 第三十二條の農林中央金庫法の一部を次のように改正したいということに關連しまして、委員会等においても、第五國會以來い／＼と金融問題をとり上げ、できることならば農林漁業中央金庫というふうなものを設定したらということまで進んだのであります。その後長官におかれて、こうした金融機関の設立についての見通しが何かできておりますかどうか。また幸にして漁業に対する金融の問題は、先般あした新たな機構において生れて来たわけですが、漁業だけでありまして、加工の面に対する金融の道は未だ開けておりませんが、こういうことについて、水産庁当局においてはいかなる方針を持つておられるか、將來に対する何らかの構想を練つ

ておられるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○飯山説明員 ただいま玉置委員から、施行法の二十二條に關連しまして、漁業金融についてのお尋ねでありまして、第五國會におきまして、この委員会において金融についての考えを申し上げたときに、できるならば農林漁業中央金庫というふうなものをつくりたい、こういうことを申し上げたのであります。その問題につきましては、その後農林当局におきまして、いろいろと關係方面に折衝いたしましたが、特殊金融機関をつくるというところが根本的に意見に相違があるというところから、特殊銀行、勸業銀行のような、從來からあつた特殊銀行ですらもこれを普通銀行にする。こういうふうな考え方のために、遺憾ながら産業別の特種金融機関をつくるということが認められないような情勢にあつたわけでありまして。従つて農林漁業中央金庫という漁業のために特に融通をはかるところの金融機関をつくるのができにくいような情勢に相なつたのであります。

この点はまことに私もしましては遺憾にたえないのであります。けれども、四圍の情勢上やむを得ないわけでありまして。なお先般の漁業共済基金積立制度に關連しまして、一連の施策がとられたのであります。それは御説の通り漁業關係のみであります。従つて現在といたしましては、加工方面に對して何ら具体的に金融の道は立つておりません。これは配給面、たとえば市場關係の取扱者の關係の問題もあるものであります。実はわれ／＼といったしましては、結局加工、市場、こういう關係のものやはり水産全体の一環と

して見たときに、やはり金融がこれに伴わなければ大きな欠陥である、こういう考えのもとに、実は加工及び市場方面の業者の意向を求めて、最近におきましてそういう会合をいたしたのであります。何とか御協力を得てこれが対策を立てたい、こういう考えであります。

○農林委員 第六條の松元説明員の御答弁に少し明らかでない点がありますので、重ねてお尋ねしたいと思います。私の先ほどのお尋ねの仕方がまずかつたので、もう一度質問いたします。つまり現在旧法の規定に基いた許可、これを新法の規定に基いて許可されたものとみなす、こうなつておるのです。が、新法によりまして、どちらの許可、省の許可であろうが、府縣の許可であつても、一應調整委員会の議を経て許可をされることになつておるわけでありまして。その際一應審議を経てそれに基いたものとするのかどうか、もしその調整委員会の議を経て許可をされるものとするならば、一應この漁業法の施行と同時に、旧法の許可は全部取消して、新たにしなければならぬ解釈になると思ひます。重ねてお尋ねします。

○松元説明員 許可につきまして、法文自体として現行法文では、調整委員会の意見を聞いて許可をするということとは規定してございませぬ。これは今後各縣の取締規則の中に規定して行きたいと思つておるものであります。そういたしまして、實際の許可の方法といはしましては、しば／＼問題になつておるのであります。ただちに手をつけることはできないから、一應は新法に切りかわつたときに乗り移させて続

けさせる。そのあとで委員会の意見で調整して行きたい。その場合にある程度許可の期間の終期をそろえるということと調整しようというので置いた規定でございます。

○奥村委員 まだ少し明らかでないと思ひます。この法案の規定によれば、地方長官が調整委員会の意見を聞いて、それによつて許可をするか否ぬか、許可をするにしても、何統を許可をするか、こういうことをきめて、そうしてはじめて許可を決定するわけでありま。今の御答弁によりますと、初めから許可をこの法によつて認めておいて、そして調整委員会に有無を言わずにこれを認めさせるというような御答弁になるので、これは法の建前上から言つて、一應は旧法による許可は全部一旦取消しておいて、あらためて新法によつて許可するという建前をとるべきであると思ひます。

○久米説明員 ただいまの御質問の中に、個々の許可について委員会の意見を聞くようなふうの御質問の趣旨であつたと思ひますが、これはこの規定ではそうなつておらないのでござい。つまり許可規則をつくり出す場合に、その縣の連合海區委員会をつくつていただいて、その御意見を聞いてつくる、こういうことになりま。個々の許可については委員会と直接の関連はないのであります。その移りかわりを申し上げますと、今受けておられる方々の許可をどうするかという問題は触れておらないのであります。当然漁場計画を策定いたします場合に、若干許可の種類といつたようなものを調整いたす必要があると思ひのであります。それでその程度の調整を

いたしまして、それを新法に基いた許可規則であるというふうに定めまして、個々の許可を受けている方の問題をどう調整するかという問題については、第二段として考えたい。またその場合においても、現在許可している方を全部切つてしまつて、一應許可をなくして、新たに許可し直すという方法には、許可の場合には必要ないというふうに考えております。もし地方の許可規則につきましても、適格性とか優先順位というようものが欠けるような段階になりました場合には、それに照し合せて振り落すといつた関係が出て参ると考えております。

○奥村委員 松元説明員にお尋ねします。一應府縣の許可については調整委員会の議を経て——今までの許可規定は別として、今度新法を施行になれば、調整委員会の議を経て許可規則を初めて出すのでしよう。

○松元説明員 そうです。

○奥村委員 その規則によつてあらためて許可をするのだから、今までの許可は一旦これは解消しなければその仕事はできぬはずである。

○松元説明員 おつしやる通り、許可規則は連合委員会の意見を聞いてきめることになつております。ただ先ほど説明しましたように、それを新法切かえと同時にやることはできない。實際その許可の規則をもう一回新法の趣旨によつてやり直すには、漁業権の整理が二年かかると同じように、それとバランスを見ております。従つてこれは縣の取締規則によりまして、今ある縣の取締規則は旧法ではなくて、新憲法に基いて制定されたと思ひます、これは個々の縣においてかく見なすという規定を置いて、繼がせようという氣持でござい。一應つなげておいて、準備を整えてから新しい取締規定をつくる。それに基いて許可のやり直しをしようという考えでございます。

○川村委員 漁業法案並びに漁業法施行法案に關して、去る五日から八日間連続に、しかも午前午後長時間におたつて、慎重に慎重を重ねて審議するいは質疑應答をかわして参つたのであります。この間におきまして、私も常任委員と政府当局の間にも、な意見の相違もあるようであります。のみならず常任委員会といたしましては、休会中に四班にわかれて、それ、各地方の眞の漁民の声を聞いて参つたのであります。また内水面の問題につきましては、いろ／＼と矛盾があるといふので、それ、内水面関係から陳情、請願等もあるものであります。そのほかにも各地方の漁民から、いろ／＼請願、陳情がありますので、これらをわれ／＼が整理すべきものは整理して、さらに委員会を開くべき場合には委員会を開いて、質疑應答をしなければならぬのであります。あるいは修正の意見も展開をしなければならぬと考へております。従つて本日ここに終結を告げることは当然でき得ないのでありますから、一應本日をもちまして両法案に対する逐條審議を終了いたしますが、後刻必要に應じて委員会を開会して、さらに本問題を取上げるといふことに含みを残して、ここに本日審議を一應終りたいと思ひますから、皆さんにお諮りを願ひます。

○石原委員 ただいま川村委員の御發言のように、一應漁業法案並びに漁業法施行法案の逐條審議は、さらに審議をすることがあるかもしれない、あり得るというのを記録に残して、一應これで終了としたものと御了解を願ひたいのでありますが、御異議ありませんか。

○異議なしと申す者あり

○石原委員 それではさようとはからい。夏堀委員 これは法案以外でありまが、私日本の漁業の現在及び將來に對して、非常な危機に襲われておる、こう考へております。長官はこれに對してどういふような考へがあるか。もし私と同じような意見であれば、これに對する何か対策をお考へになつておるか。先ほど漁業經濟の安定云々と言つて、いろ／＼御答弁があつたようでありまけれども、漁業經濟の安定などというやうなことは、どこを突いても少しも見出すことはできない、この私は考へております。長官は、この点について安定を期することができるかどうか、まずその点をお伺ひしたいと思ひます。

○飯山委員 ただいまの夏堀委員の御質問はあまりに重大であり、また總括的でありまので、これに對して御満足を得られるやうな御回答はできかねると思ひますけれども、しかしお説の通り、現在の日本は決してひとり水産業とは申しませんけれども、特に水産業において最も困難なる状態に置かれておるのであります。従つてわれ／＼当局といたしましては、これに對してわれ／＼のできるだけの努力を拂わなければならぬ立場に置かれておるのであります。ただいま經濟安定についていかなる方策ありや、こいいうお尋ねであります、この經濟の安定を期す

ることに努力をいたしますけれども、はたしてわれ／＼の策によつてのみこの經濟の安定ができるかは考へにくいのであります。しかし今日現在の問題として、特に本委員会におきましては、日々取上げられておりますような資材、補給金、あるいは災害対策、あるいは金融等、現實の問題として山積しておる問題があるものであります。まずわれ／＼といたしましては、これらの現實に解決されなければならぬ山積している問題を解決するとともに、今後におきましては、この新漁業法の改正をわれ／＼としては期待しておるのであります。これによつて日本の新しい經濟の行き方をここに確立しなければならぬ、かように考へておるのであります。この漁業法を中心としたしまして、さらにこの漁業法の内容について、將來日本の漁業を進める上において、支障のある点はできるだけこれを是正、改正をいたして行く。たとえば先般來問題になつております許可漁業のごとき、これはどうしてもこの漁業法の中に取上げなければならぬ重大な問題であるのであります。また先ほど金融の問題が出ましたが、この金融も國家の施策にのみよることは、日本の現状において容易に實現することは困難と思ひのでありますけれども、われ／＼漁民の手においても、これを自主的に解決して行くといふやうな対策を確立しなければならぬ。その確立については必ずしも道がないのではない。たとえば災害補償法——漁業の一番本質であるところの危険性から漁業を救うといふことが、まずこの漁業を安定させる根本の問題だ、かように考へておるのであります。

す。従つてわれは二十五年年度におきましては、これが基本的の調査をするために、相当の経費の計上を現在いたしておるやうなわけでありませう。この漁業災害補償の制度が確立いたしましたならば、これはただちに金融の解決にも役立つのであります。これが金融の資に役立つということになりますれば、金融面においての一つの方策に相なり得る。それからさらに半面におきましては、今日まで沿岸漁業は、技術的に見まして必ずしも十分とは考えられないのであります。たとえ科学的にこれを経営するというような面におきましては、遺憾ながら今日までの漁村は満足ではないのであります。協同組合の発達、助長、促進によつて、ここに科学を取り入れるやうなことにいたすことは、どうしてもやらなければならぬことだと考えるのであります。かように、將來におきましては、科学的に経営を合理化して行くという面を零細なる漁民にまで加えなければ、日本の水産は決して確立できないことだと私は考えているのであります。かような意味におきまして、協同組合の実施の促進によつて、この日を近からしめて行くということも一つの方策であると考えています。

なおその他資源の問題であります。日本の水産の現状は、濫獲によりまづたくその資源が枯渇の状態に瀕しているのであります。各地においていろいろな漁業問題の起つてゐるのもその例証であります。従つてこれらの問題の解決には、どうしても資源の調査と、しかもこれが完全なる保護を加えなければならぬ。そのためにはどうしても相当の國費を投じなければならぬ

般來問題になつておつた補給金のやうな問題も、國內措置によつてでき得ることも政府の手によつてこれを破壊し、そして漁業経済をいかんともし方のない、いわゆるどん底に追いやるというやうなことになつてゐるのであります。これは一体何に基因するか。私の考えでは、政治力の欠如である、この断定ざるを得ないのであります。遺憾ながら水産方面は独立した省を持つておりません。水産廳としての立場においては、水産庁長官ただいま述べになつたやうな構想を実現し得るお力は持つておらぬのであります。ここに私も政治力の結集をはかつて、ただいま長官が述べになつたこと、そして日本の水産を將來立ち行かうな方法に持つて行くにはどうすればいいか。これは現実の問題として、今日ただいまからその行動を起さなければならぬ段階に入つておると私は考えております。この方法はただ一つ、水産常任委員会の意見の一致を見、そして政治力の結果をはかつて、水産長官との十分なあらかじめの意見のとりまとめにより、意見の一致を見て、この政治力の結集によつて、強力に目的に向つて邁進する一途にあると私は考えております。そのうちに、あるいは昇格して省の独立になるかもしれませうけれども、これはただちに望めないことである。そこで現実の問題を解決づけることであります。もしそれなくしてこのままにしておきましては、閣僚の間には水産に知識を持つておる方がおらぬのであつて、いわゆる問題とされないのであることとあります。このままであつたならば、おそらく對

外對的に對内的に、いかんともいたし方ないどん底に落ちるということにはつきりしておりますので、非常に熱心に各委員が本委員会において御討論なさつたこの最後の日において、一應私の感想として、重大危機に直面してゐるわが日本の水産の前途に對して、政治的にどう持つて行くべきであるかということについては、やはりこれはただいま申し上げた通り、いやでもおうでも政治力の結集をはかつて、わが水産業の維持發展のために努力すべきである。こう考えるのであります。この点は水産長官のただいま申されました構想を実現する上において、ただ一つ、残された問題であると思ひますので、この点私の感想を申し述べまして、また委員長におかれましては、重大な問題のあるたびごとに、ただちに委員会を召集して、その政治力の結集によつて、政府に、あるいははもとと大きく對外的にわれわれの意見を十分に吐露し、そして漁区の擴張問題もありまして、一層の自衛態勢をとることが当然であります。けれども、これに對する將來の見通しをつけて、大きな力をもつてこの折衝に當る。たとえば水産長官が二人三人かわることも、あるいはまたやむを得ないであります。その目的のために必ず今後は生きつた政治、そして日本の漁業の立ち行くやうな方向に持つて行くがために、強力ないわゆる施策を断行するための政治力の結集によつて、今後の明るい漁業の展開をはかつて行きたいといふことを、私希望として申し上げる次第であります。

○石原委員長 ただいまの夏堀委員の御発言はしごくごつともで、同感であります。善処したいと思ひます。次にこの場合委員長より飯山長官に説明を求めます。法案第三章第五十八條の末項に、「前五項の規定は、大型捕鯨業には、適用しない。」かういふ規定がありまして、それに対して松元説明員は、これは特別扱いをするといふ説明があつたのであります。これは一般的にいへば資本漁業者に對して特権を與え、特別保護を加えるもののごとき誤解を漁業者全般に招くおそれがあるのであります。ゆゑにこの場合特別扱いの内容を明かに御説明あらんことを希望いたします。

○飯山説明員 ただいま委員長から、過日の法案説明にあたりまして、松元説明員の大體捕鯨業に關する取扱いについての言辭に對しまして、明快なる答弁をせよ、かういふお言葉であります。現在の大型捕鯨業者と申しますのは、日本、太平洋、極洋と、この三社なんであります。この三社を特別に扱ふといふやうな意味に御解釈であつたかと思ひます。松元説明員の説明は、決して三社を特別に法案において扱ふといふ説明ではなくして、捕鯨業は特に現在の經營者が三社にすぎないので、抽籤によつて適格者をきめるといふやうな行き方については、これを特別に扱ふ、かういふ意味であつたのであります。もしその意味で委員長が御了承を得られますならば、まことに幸いと思ひます。この際にあわせてこの指定遠洋漁業の將來の取扱いについて説明を加えておきたいと思ひます。水産廳といたしましては、決して資本漁業のみを助ける。あるいはこれを特別に

扱うというような考えがあつてはならないし、また持つておりません。むしろ現在は日本の漁業の大半を占める——いわゆる八、九割の生産を占めておられる、沿岸の漁業者が日本漁業の中心であります。従つて漁業法の根本の精神も、これら大多數の漁業者の発展、安定を主としなければならぬことは申すまでもないのであります。そういう精神に基いて、この漁業法の制定もいたそうとしておるのであります。従つて大型捕鯨業に對しまして、今後これらの三社を特別に扱つて行くというような考えはありませ

ん。ただ現在において、これらの三社が制限された捕鯨船を所有しておるといふような実情にあるのであります。これは四囲の情勢の変化に伴い、また漁業法の精神にのつとて、今後は処して行きたい。かように考えております。

○石原委員長 委員長は一應飯山長官の説明を承つておきます。委員長といひましたは、日本の漁業の今後の強化拡大は、資本漁業と沿岸漁業者、零細漁民が相剋摩擦を起してはいけな

い、あくまでも協調の精神をもつて、円満なる発達を遂げなければならぬと考へておるのであります。かかる場合に、万一にも政府が大資本漁業等を特別に擁護するとか、特権を與えるとかの誤解を生ずる場合には、零細なる多數の漁民をまどわすことになり、その結果の影響するところ莫大であると思ひますから、今後政府において、水産庁においては特別の御考慮あらんことを強くこの場合に要望いたしておきます。

○砂間委員 私はこの機会に、二、三

の点につきまして飯山長官に御質問申し上げたいと思ひます。

第一は、政府は八月二十日政令を布いたしまして、漁船操業区域制限に関する取締規則を実施されておるのであります。これによりまして、五十トン以上の漁船は毎日正午その出漁船の位置を、無線によつて監視船に報告するといふ義務を負わされておるのであります。もしこの報告を怠つた場合におきましては、その漁船の船長は三年以下の懲役、二十万円以下の罰金というやうな重い刑罰を受けることになつておるのであります。ところがこの無線装置をやるということがなかなかたいへんであります。少くとも一隻につきまして八十万円ないし百万円

くらいの費用がかかるのであります。すでに以西その他の底びきにおいて、一たん許可しておきながら、今突如として中間でこういう政令を發布いたしまして、そうしてこの報告を怠ればそういう罰金に処せられるといふことになつたのであります。特に小型の漁船の中には、この装置がなかなか金詰まりの時代におきましてできないものが多々あるのであります。少くとも以西底びきだけをもつて見ましても、百三十隻ぐらいの漁船は現在無線装置がないのであります。それを新たにとりつけるということがなかなかたいへんであります。ところがそれ

をとりつけて毎日その報告をやらなければ出漁ができないといふことになれば、事実上許可を取消されることになり、こゝういふことになつておるのであります。大体こゝういふ重大な内容を持つておる規則を、單なる政令によつて政府が發布するといふこと自体

が、少くとも新憲法の精神に違反してゐる憲法違反の疑いが多分にあると思ひます。政府は八月二十日政令を發布した根拠について第一にお伺ひしたい。

第二には、無線装置をやるということについては、現在でも操業が非常に困難になるやうな漁船に對する救済措置をいかにするかといふことでありま

す。それから第三にお伺ひしておきたい点は、第五國會の終了以後、この六月以後からであります。以西底びきの三割五分減船について、新聞紙上その他にしばしばいふやうな報道がなされておりました。私もまだその詳細な内容について、何らの報告も説明も正式には聞いておらないのであります。その内容について、この機会に御説明願ひたい。もし農林省がこの減船を上から押しつけるということになり

ますならば、現在の漁業の法規をもつてしましても、一たん許可したものを政府が一方的に取消すといふやうな規定は、私は現在の漁業法規にはないやうに見受けるのであります。従つてこの点につきましても、もしこれを強行するならば、憲法違反の疑いが多分にあると思ひます。しかしまたもし民間の業者が自発的にこゝういふことをやるとするならば、これは事業者団体法違反の疑いが多分にある。事業者団体法の第五條五号には「一定の事業分野における現在若しくは將來の事業者の数を制限し、又はその制限に着手すること」といふ規定があります。またその八号には「構成事業者の機能若しくは活動を制限し、又はその制限に着手すること」といふやうな規定がありまして、こゝういふことはできな

いことになつておる。従つてもし業者が自発的にやるとするならば、事業者団体法違反の疑いが多分にあるのであります。現在この以西底びきの三割五分減船問題はこゝういふ状態になつておるかといふことにつきまして、実情の御説明をお願いしたいと思います。

それから次に第四の点につきましては、先般來いふやうな問題になつております。漁業手形、あるいはつなぎ資金、あるいは共済基金制度についてであります。この案の内容につきましても、時間的關係もありまして、きようは省略しますけれども、しかしこれを各地で実施しておる業者のいふやうな意見を聞いてみますと、危険負担を業者の共済基金によつてやるというが非常な負担になる。これをぜひひとつ國の方で肩がわりしてもらいたいという要望が非常に強いのであります。私はその点について、もう一ぺん水産庁の方で案を練り直して、場合によつたら次の臨時議會に提案いたしまして、もつと改善するやうな意思はないかどうか。ことにあの資金の使用につきましても、資材調整事務所の扱つておる資材とか何かに限られておられて、あるいは漁船の建造といふ点に限られておられて、運轉資金その他の金詰まりの打開といふことには、あまり直接には役立たない形になつておる。たとえば使途の場合におきましても、あのがいふことは直接には該当しない、あるいはわら工品といふ点があるのであります。こゝういふ点を改善しまして、そつして單に任意に、自発的にやらせるといふのでなくして、もう少し政府

がめんどうをみてやるというふうに改善しまして、あらためて提案する意思はないかどうかといふ点であります。その次に第五点としてお伺ひしておきたい点は、先般來いふやうな「ときどき」断片的に言われております水産資源枯渇防止法案についてであります。これは新聞紙なんかによりまして、次の臨時國會に提出するといふことになつておりますが、その概略と、實際提出する御意思があるかどうかといふ点についてお伺ひしたい。以上五点について御質問いたします。

○飯山説明員 ただいまの砂間委員の五項目にわたる御質問にお答えいたしたいと思ひます。

第一の政令の問題であります。これは御承知の通りポツダム勅令に基いて出しておるのであります。これで根拠は御承知願ひたい。それからなおその政令の中で正午にラジオをもつて各船の所在を監視船に報告せよ、こゝういふ事項がある、またその罰則が非常に重いといふやうな御見解のやうであります。これは御承知の通り各省にも関連したところの重大な問題であります。従つてかくのごとき政令をもしわれわれが守り得ないのであるならば、それでは漁区の拡張は望み得ないのであります。この点において御了承願ひたい。

それから漁船のラジオの設備のないものの救済をどうするかといふことでは、実は少くも五十トン以上といふやうな遠洋漁船になれば、ラジオをつけることとは、遭難を防止する意味におきましても、また漁獲能率をあげる上におきましても重要なことな

る。従つてもし業者が自発的にやるとするならば、事業者団体法違反の疑いが多分にあるのであります。現在この以西底びきの三割五分減船問題はこゝういふ状態になつておるかといふことにつきまして、実情の御説明をお願いしたいと思います。

それから次に第四の点につきましては、先般來いふやうな問題になつております。漁業手形、あるいはつなぎ資金、あるいは共済基金制度についてであります。この案の内容につきましても、時間的關係もありまして、きようは省略しますけれども、しかしこれを各地で実施しておる業者のいふやうな意見を聞いてみますと、危険負担を業者の共済基金によつてやるというが非常な負担になる。これをぜひひとつ國の方で肩がわりしてもらいたいという要望が非常に強いのであります。私はその点について、もう一ぺん水産庁の方で案を練り直して、場合によつたら次の臨時議會に提案いたしまして、もつと改善するやうな意思はないかどうか。ことにあの資金の使用につきましても、資材調整事務所の扱つておる資材とか何かに限られておられて、あるいは漁船の建造といふ点に限られておられて、運轉資金その他の金詰まりの打開といふことには、あまり直接には役立たない形になつておる。たとえ

ば使途の場合におきましても、あのがいふことは直接には該当しない、あるいはわら工品といふ点があるのであります。こゝういふ点を改善しまして、そつして單に任意に、自発的にやらせるといふのでなくして、もう少し政府

がめんどうをみてやるというふうに改善しまして、あらためて提案する意思はないかどうかといふ点であります。その次に第五点としてお伺ひしておきたい点は、先般來いふやうな「ときどき」断片的に言われております水産資源枯渇防止法案についてであります。これは新聞紙なんかによりまして、次の臨時國會に提出するといふことになつておりますが、その概略と、實際提出する御意思があるかどうかといふ点についてお伺ひしたい。以上五点について御質問いたします。

○飯山説明員 ただいまの砂間委員の五項目にわたる御質問にお答えいたしたいと思ひます。

第一の政令の問題であります。これは御承知の通りポツダム勅令に基いて出しておるのであります。これで根拠は御承知願ひたい。それからなおその政令の中で正午にラジオをもつて各船の所在を監視船に報告せよ、こゝういふ事項がある、またその罰則が非常に重いといふやうな御見解のやうであります。これは御承知の通り各省にも関連したところの重大な問題であります。従つてかくのごとき政令をもしわれわれが守り得ないのであるならば、それでは漁区の拡張は望み得ないのであります。この点において御了承願ひたい。

それから漁船のラジオの設備のないものの救済をどうするかといふことでは、実は少くも五十トン以上といふやうな遠洋漁船になれば、ラジオをつけることとは、遭難を防止する意味におきましても、また漁獲能率をあげる上におきましても重要なことな

る。従つてもし業者が自発的にやるとするならば、事業者団体法違反の疑いが多分にあるのであります。現在この以西底びきの三割五分減船問題はこゝういふ状態になつておるかといふことにつきまして、実情の御説明をお願いしたいと思います。

それから次に第四の点につきましては、先般來いふやうな問題になつております。漁業手形、あるいはつなぎ資金、あるいは共済基金制度についてであります。この案の内容につきましても、時間的關係もありまして、きようは省略しますけれども、しかしこれを各地で実施しておる業者のいふやうな意見を聞いてみますと、危険負担を業者の共済基金によつてやるというが非常な負担になる。これをぜひひとつ國の方で肩がわりしてもらいたいという要望が非常に強いのであります。私はその点について、もう一ぺん水産庁の方で案を練り直して、場合によつたら次の臨時議會に提案いたしまして、もつと改善するやうな意思はないかどうか。ことにあの資金の使用につきましても、資材調整事務所の扱つておる資材とか何かに限られておられて、あるいは漁船の建造といふ点に限られておられて、運轉資金その他の金詰まりの打開といふことには、あまり直接には役立たない形になつておる。たとえ

ば使途の場合におきましても、あのがいふことは直接には該当しない、あるいはわら工品といふ点があるのであります。こゝういふ点を改善しまして、そつして單に任意に、自発的にやらせるといふのでなくして、もう少し政府

第三に、以西底びきの整理の問題であります。これは先ほど申し上げましたように、最も現在漁区の問題として重要かつ緊急なのは以西底びきの漁業であります。従つてこの以西底びきの漁区を將來拡大するためには、どうしても現在の漁船の制限を遺憾ながらしなければならぬ。これは過日御報告申したのでございますが、天然資源局長のシエンク中佐が森大臣に於てられた書簡によつても明らかであります。従つてその指示に基いて減船を実施しつゝあるのであります。その際この許可の取消しが憲法違反でないかという御意見があつたやうであります。これはもちろん許可したものを、これを理由なくして取消すということではできないのであります。従つて今度の減船の行き方は業者の自主的にやる、こういう立場をとつておるのであります。決して水産庁がこれを強制的に取消すという手段はとつておらないのであります。なおこの点を、しかしながら自主的とは言いますけれども、いろいろな事情の変化でこれが実施されない場合には、非常に重大な結果を招来しますので、これを確実に実施するためには特別法を必要とするのであります。先ほどお話の、資源枯渇防止法というものを來る臨時國會に提出したやうにしておるのはそこにあるのであります。従つて枯渇防止法につきましては、これは現在第五と関連

します。この枯渇法は目下関係当局に相談中でありますので、実はまだ原案を発表するに至つておりません。折衝の結果いづれ明らかになりますれば、これは当然當委員会にもお諮りする必要があると考へております。

それから漁業手形の問題であります。これは少し砂間委員にも、その運用の範圍について誤解があるように思ひます。それは大体漁業手形は運轉資金を主として融通しようという根本的目的で、あれが立てられたのであります。従つて竹のやうなものについては御説の通りできませんけれども、大半の漁業仕込み資金としての用には役に立つてあります。しかしながら漁船の建造その他設備に關することについては、もちろん漁業手形の融通はできないやうになつておりますので、この点については別個の処置を必要とするのであります。しかし昨日もここでお話がありましたやうに、この手形が、青森縣のごときは夏堀委員が非常なる御熱意と御努力の結果、すでに相當の融資が決定しておるやうに伺います。長崎におきましても、相當の額の数千円の融資が底びき、定置に融資されるというところに相なつておるやうであります。これはひとつこの災害にあたりましても皆様の御協力御指導を仰ぎまして、迅速に取運ぶやうに相なりますならば、災害対策の一助に相なることは間違いないのであります。この点はひとつどうか砂間委員におきまして、青森縣に對して特段の御指導を仰ぎたいのであります。もちろん私もいたしては、できるだけ努力はいたしておるのであります。

す。大体ただいまの五つの項目に對してはこの程度であります。

○石原委員長 御報告します。

水産用資材補給金の打切りはわれら運搬全組合員の操業不能となり、資材の入手保証なし、よつて打切り絶對反對す。あくまで御盡力願う。

水産常任委員会 青森縣全漁民大会

水産用資材補給金打切りと聞く、漁業壊滅し、業者の死活問題につき絶對反對す、あくまでも御盡力を乞う。以上であります。

○石原委員長 次に水産物の統制撤廃に關する昨日の決議に關して、お手元へまわしましたやうな書面を關係各大臣、内閣總理大臣等に提出したいと思ひます。

一應御説いたします。水産物の統制撤廃に關する件 昭和二十四年九月十二日 衆議院水産常任委員長 石原圓吉

第五國會に於いて、水産物の統制に關し慎重審議したものを、本委員會の改善案として政府當局に提出したが、政府當局に提出したが、政府當局は現在に至るも何等改善をしていない。

いまや日本の自立再建と食糧事情の諸点からみて、水産物の統制は撤廃すべきが妥當と認められる。それから水産物の統制撤廃は、水産用資材の補給金問題とは何等関連なく、最近における水産物の生産、消費両面の立場と、集荷配給の現況とに鑑み、これが統制は撤廃すべき段階に到達したものと認め、本委員會は、九月十二日別紙の通り水産物

の統制撤廃に關する決議をしたので、速に、これが全面的撤廃を断行するよう要請する。

水産物の統制撤廃に關する決議 水産食糧の最近における生産、消費の現況に鑑み、政府は速にこれが全面的統制撤廃を断行すべし 右決議す。

昭和二十四年九月十二日 衆議院水産常任委員会

○奥村委員 この前文の初めの、第五國會云々のことはいらぬのじやないですか。入れるとかえつて全体をあいまいにすると思ひますが、どうですか。

○石原委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めてください。それは前文の最初の項「第五國會に於て」から「何等改善をしていない」までを削除することにいたします。

○石原委員長 次に御報告申します。静岡縣狩野川の排水問題につきまして、静岡方面一帯の漁村より現地視察の要求がありましたので、常任委員會の八名の者は一昨日の土曜日曜を利用してまして親しく河川の沿道並びに海岸等を視察をして、なお両者の農業關係者または漁村關係者、静岡縣知事等よりそれ／＼意見を聴取して参つた次第であります。これに對しましては後日説明をいたし、その善処の方法をとりはからりたいと思ひます。この点御報告申し上げます。

次に漁業法案並びに漁業法施行法案が一應の審議を終りましたので、この際今後の方法につきましてお諮りいたします。御承知のように、瀬戸内海の外

うち和歌山縣、徳島縣より淡路島の外側に関する海面を除外せよという請願があり、かつ現地を視察せよという要求があるのであります。これは本委員會は當然現地の実情を調査する必要があると感ずるのであります。よつて來る十五日より十八日の間に実地を視察したいと思ひます。なお佐渡より、佐渡の漁業権並びに現地の漁獲状況に對して要求をされております。これも二十四日より二十七日までの間に調査をしたいと思ひるのであります。

それから二十八日、二十九日の二日間、委員會を開きまして内水面の懇談會を二十八日、二十九日は委員會、こゝういふ予定を持つておる次第であります。

なお法案の修正点と今後の方針を定めるにつきましては、現地懇談會の案はすでにでき上つて、お手元にまわつておるわけでありまして。本月五日以來逐條審議をいたしましたところの質疑應答は、親しく皆様がこの御に當られて、なおこれが會議録は國會よりそれぞれでき次第配付があると思ひます。そのほかに陳情、請願等が委員長の手元に相當まわつておりますから、これはその要領の骨子だけを書き抜いて、そして皆様のお手元へ配りたいと思ひます。そのやうな方法をとつて來る二十八日、二十九日の委員會まで、でき得る限りおの／＼その修正点に對する意見をまとめて、それを持ちよつて今後の対策をきめる、こゝういふことにならばいいかと思ひます。この点をお諮りいたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めてくださ

い。

それではただいま委員長より申し述べた案によつて進行することを御了承願います。

なお紀伊水道、佐渡等へ出向くにつ
きましては、なるべく御同行をお願いいた
いのでありまして、それにつきまして
は志願するという人もないかもしれま
せんけれども、ぜひお繰合せのつく方
は御同行をお願いいたします。

それでは本委員会はこれをもつて終
了をいたします。連日長時間熱心に御
審議くださったことをここに感謝いた
します。これをもつて散会します。

午後零時四十六分散会

昭和二十四年十月二十八日印刷

昭和二十四年十月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片